

## EU競争担当相理事会，一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ議論開始

2010年12月12日

JETRO ティュッセルト・ルフセンター

EU競争担当相理事会は、12月10日に開催された第3057回会合において、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ向けた議論を開始することについて、多数の加盟国の理解が得られた旨、プレスリリースを行った。

EU特許については、約1年前の2009年12月4日にEU競争担当相理事会において部分合意がなされたものの、議論が難航していた翻訳言語については別の規則において定めるとして合意対象から除外されていた。その後、2010年7月1日に欧州委員会から提案された英語、ドイツ語、フランス語を柱とする翻訳言語に関する規則案に基づき、2010年後半のEU議長国ベルギーが中心となって加盟国間で集中的な議論が行われていた。

しかしながら、2009年12月1日に発効したリスボン条約により改定されたEU運営条約（TFEU）第118条が、翻訳言語の決定にはEU閣僚理事会の全会一致が必要であることを規定していることから、交渉は困難を極めていた。大多数の加盟国が欧州委員会の規則案に対して賛成する姿勢を示していた一方で、他のごく少数の加盟国との間で折り合いがつかず、EU議長国ベルギーは妥協案を提示するなどして全27加盟国での合意を目指して精力的な交渉を行ったものの、10月11日、11月10日、25日のEU競争担当相理事会において妥協点を見出すことができなかった。

このようにEUの全27加盟国の全会一致へ向けた交渉が行き詰ったことから、12月10日のEU競争担当相理事会では、一部の加盟国のみで枠組を創設する「強化された協力（Enhanced Cooperation）」について議論されることとなった。「強化された協力」は、リスボン条約によって改正されたEU条約（TEU）第20条およびEU運営条約（TFEU）第326条から第334条に規定されているように、全加盟国での合意が不可能である場合に限り、9加盟国以上の参加によって枠組創設を可能とするものであり、現在までに一件の利用実績がある。

EU競争担当相理事会のプレスリリースによれば、大多数の加盟国による要望を受けて、欧州委員会は12月14日に「強化された協力」について提案を提出するとしている。一方、イタリアとスペインは「強化された協力」の議論を開始することについて、要件が満たされていないとして強く反対したことが報告されている。また、今後の必要な手続として以下の事項がリストアップされている。

(1) 強化された協力は、全会一致に達することが不可能であることを立証した後の最終手段

としてのみ利用されなければならない。

- (2) EU レベルで阻止された加盟国間での構想の追及を希望する加盟国によって、欧州委員会へ申請が提出された。参加を希望する少なくとも9か国が必要である。
- (3) 欧州委員会はその要請が許容されるべきかどうかの判断を行う。許容された後、欧州委員会は理事会に対して承認を求める提案を送る。この提案は、強化された協力が実行される枠組を定義しなくてはならない。
- (4) 理事会は、欧州議会の同意を得た後、特定多数決によって承認を行う。
- (5) その協力が承認された場合、理事会の全ての構成員は協議に参加することができるが、参加国のみが投票に参加することができる。
- (6) 強化された協力は、参加を希望する加盟国に対して常に開かれている。

今回のEU競争担当相理事会の開催に先立ち、ミシェル・バルニエ欧州委員（域内市場・サービス担当）は、12月2日に開催されたIPサミット2010において行った講演の中で、「強化された協力」について一部の加盟国からの要請を受けていることを明らかにした上で、「これ以上待っている余裕はない。最も重要なことは加盟国の大多数による特許のグループを創設することである。」との意見を述べ、欧州委員会としても議論を進めることについて前向きに検討することを示唆しており、欧州の産業団体であるビジネスヨーロッパの代表者からもこれを支持する発言がなされた。

EU競争担当相理事会のプレスリリースにおいては「強化された協力」を提唱する国が明らかにされていないものの、ドイツ連邦司法省のプレスリリースによれば、以下の11の加盟国が「強化された協力」へ参加するグループとして議論を開始するとしている。

ドイツ、英国、フランス、オランダ、ルクセンブルク、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、リトアニア、エストニア、スロベニア。

EU特許をめぐる議論は、2011年前半のEU議長国ハンガリーのもとで引続いて行われることになる。EUの全27加盟国によるEU特許の設立が事実上棚上げされたものの、「強化された協力」へ進むことで今後の議論の促進が期待される。

<参考>

#### TEU第20条

1. 欧州連合の非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文および欧州連合運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、欧州連合の機関を活用し、その権限を行使することができる。

強化された協力は、欧州連合の目標を促進し、欧州連合の利益を保護し、かつ、欧州連

合の統合過程を強化することを目的とする。そのような協力は欧州連合運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。

2. 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的が欧州連合全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会は欧州連合運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。

3. 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則は欧州連合運営条約第330条において規定される。

4. 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、欧州連合への加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

#### TFEU第118条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常の立法手続きに従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

－ EU 理事会のプレスリリースは、以下参照 －

[PRESS RELEASE - 3057th Council meeting Competitiveness \(Internal Market, Industry, Research and Space\) - Brussels, 10 December 2010 \(PDF\)](#)

－ ドイツ連邦司法省のプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） －

[EU-Ministerrat berät über verstärkte Zusammenarbeit bei EU-Patent](#)

－ IP サミットにおけるバルニエ欧州委員の講演内容は、以下参照（フランス語） －

[Michel Barnier Membre de la Commission européenne, chargé du Marché intérieur et des Services Pour une stratégie européenne de la propriété intellectuelle Sommet de la propriété intellectuelle Bruxelles, le 2 décembre 2010](#)

－ EU 競争担当相理事会における 2009 年 12 月 4 日の部分合意は、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2009 年 11～12 月号 \(Vol. 35\)](#)

－ 欧州委員会によって提案された翻訳言語に関する規則案は、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2010 年 7～8 月号 \(Vol. 39\)](#)

(以上)